

事 務 連 絡

各指定自立訓練事業所
各指定就労移行支援事業所
各指定就労継続支援 A 型事業所 各位

令和 7 年 3 月 31 日
奈良市障がい福祉課長
(公印省略)

訓練等給付事業に係る暫定支給期間の取扱いについて（通知）

平素より、本市における障害者福祉の推進にご協力を賜りありがとうございます。

さて、本市におきましては、訓練等給付に係る障害福祉サービス（就労継続支援 B 型、共同生活援助、自立生活援助、就労定着支援を除く）については、障害者本人の希望を尊重し、より適切なサービス利用を図る観点から、原則として初回利用時等に暫定支給を設定しています。

つきましては、下記の内容をご確認いただき、暫定支給決定終了前に書類提出をお願いいたします。

記

1. 暫定支給決定の基本的な考え方

訓練等給付（就労継続支援 B 型、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を除く）は、障害者本人の希望を尊重し、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、①当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向の確認、②当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断を行うための期間（暫定支給決定期間）を設定した支給決定（暫定支給決定）を行います。

2. 暫定支給決定の対象サービス

- ・自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援 A 型

3. 暫定支給決定期間について

有効期間始期から 2 か月の範囲内で暫定支給決定を行っています。

暫定支給決定期間は障害福祉サービス受給者証に期間が記載されていますので、障害福

祉サービス利用時に利用者の受給者証をご確認ください。

4. 提出書類

当該サービスの継続利用を勘案するため、下記の書類のご提出ください。

- ① 暫定支給決定期間に係る訓練等給付事業評価結果報告書（別紙様式をご活用ください）
- ② 個別支援計画書（利用開始時に作成した現行のもの）
- ③ アセスメント票（②個別支援計画に基づいて評価したもの）

※②と③については任意書式です。

5. 提出方法

窓口または郵送にて受け付けます。暫定支給決定期間の終期の 10 日前までにご提出ください。

万が一ご提出が遅れる場合や、ご提出できない事情が発生した場合は、事前にご連絡いただきますようお願いいたします。

6. その他

自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）、就労移行支援は標準利用期間が定められたサービスです。標準利用期間内にサービスが終了し、就労や地域生活へ移行できるように努めてください。

【問い合わせ先】

奈良市役所

障がい福祉課 生活支援係

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

TEL:0742-34-4593